

## 令和2年第8回農業委員会総会議事録

令和2年8月21日（金）第8回総会を市役所南庁舎会議室1-Cに招集した。

### 農業委員17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久		9番	藤本 彰
	11番	宮脇 繁		12番	眞壁 勲二
				13番	伊達 修史
	14番	藤川 雅		15番	山田 條一
				16番	大原 砂利
	17番	奥津 忠和			

### 推進委員10人

	1番	谷岡 收藏		2番	眞壁 正司		3番	泉 登
				4番	溝尾 美恵子		5番	三輪 金樹
				6番	後藤 保夫		7番	妹尾 良和
				8番	信谷 昌吾		9番	逸見 則夫
	10番	奥津 賢司						

### 欠席委員 1人

10番 神山 順一

議事	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第40号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第41号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について 法務局照会について 利用権設定中途解約について
------	---

協議事項  
その他

事務局職員（書記）	事務局長	吉田 征弘
	次長	竹村 陽子
	主幹	三村 真司
	主幹	高瀬 智裕

(開会時刻 午前9時30分)

三村主幹	只今から新見市農業委員会第8回総会を開催いたします。本日の出席でございますが27名で、欠席の委員は10番神山委員です。では最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。梅雨が明けた途端に暑い日が毎日続きまして、ここもそうだと思いますが、体調は皆さんいかがでしょうか。まだまだ暑さも続くと思いますので、今月から始まる利用状況調査、それから毎月の確認、現地調査は日中を避けて、なるべく午前中か夕方にやるようにして、体調を十分に配慮いただきたいと思います。それから新任の皆さんは、昨日は新任研修ご苦労様でした。暑かったと思いますが。第1回目の今日は総会ということで、何かと戸惑われることがあろうかと思いますが、今日はちょっと時間がありますので、議案毎に3分から5分ほど休憩を取りまして、その間に「ちょっとよくわからんなあ」「これはなんていうことだろうか」という疑問があれば、隣かその隣かわかりませんがベテランの方がおられますので、色々ご意見を聞いていただきたいと思います。これから3年間このメンバーで新見市農業委員会として活動をしていく訳ですが、お互いに不足を補いながら、また各自勉強もして、活動が見える委員会にしていきたいと思っておりますのでよろしくご協力をお願いします。今日は総会の後、総会だけで体力を消耗してしまいますと午後はパトロールがありますので、これもまた暑い中ですが体力もいりますので。それから夜はまた簡単な懇親会ということで、そこまではちょっとスタミナを温存していただきたいと思います。それでは本日もよろしくお願いいたします。
三村主幹	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は1番仲田代理に先導をお願いいたします。
仲田代理	「農業委員会憲章」の先導
三村主幹	ありがとうございました。それではここからの進行は会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしく願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、3番宮本委員、4番赤井委員をお願いいたします。先ほども申しました通り、議案毎に3ないし5分休憩を取りますのでよろしく願いいたします。

続きまして日程2「議事」に入ります。議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは議案第38号につきまして、農地法第3条につきまして申請が5件ございました。まず1番でございますが、現地確認を7月30日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名でございます。別添としまして、農地法第3条調査書をつけさせていただいております。これにつきまして説明させていただきます。そちらの別添の3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は経営農地はすべて耕作されており、大型機械を保有しておりませんが、必要作業は委託しており、また農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、譲受人所有の田と隣接した土地で地元耕作者へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、大型機械を保有していないものの必要な作業は委託しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者への贈与であり地域調和も支障ないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

三上委員

確認日は8月12日、奥津忠和委員、奥津賢司委員と私とで行いました。なおその数日前に譲受人の方とも面談しております。この譲渡人のお父さんがもともと所有されていた水田でございますが、このお父さんが年を取られて親族の方に、この譲受人の近くに住まれておるこの譲渡人の親族にまず小作をお願いし、それからその方も年を取られたのでこの譲受人の方に耕作をお願いされていたようでございますが、この譲渡人のお父さん、それからその親族兩名とも亡くなられて、この譲渡人のこの女性の方

が大阪にお住まいですし、無償で差し上げますのでどうぞよろしくお願  
いしますという話がついたということです。少しお年を取っておられます  
が、譲受人のほうですが非常にお元気な方で続けていただきたいと。この  
該当の水田の上下に譲受人の方の水路もごございますので、意欲を持ってお  
られますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いたします。

会 長

概ねの位置をちょっと。

三上委員

概ねの位置ですが国道182号線、哲西に入りましてずっと行っていた  
だと、ちょうど哲西の真ん中へんにあたりますが●●●●というのがご  
ざいます。そこを右に曲がって1kmほど行きますと●●地区というの  
が、これ道路が環状線になっておりますが、その一番奥にこの譲受人の  
お家があり、そのすぐ隣の谷の水田が少し傾斜がありますけれども並んで  
おりました。上から4番目5番目の田んぼだったと思います。ここに植え  
られてよく管理されておったようです。ちょっと今月はいまいちでしたが  
きちんと刈ってありました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問  
はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第38号1番の議案に賛成の方  
は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第38号2  
番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは続きまして2番でございます。確認を8月4日に行っておりま  
す。場所は法曾、現況地目は田2筆、畑13筆の計15筆でございます。  
移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻・野菜・果樹、作業従事  
者は2名でございます。それでは先ほどと同じように、別添の農地法第3  
条調査書につきまして説明させていただきます。次に農地法第3条第2項  
各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当あり  
ません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当  
該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7  
号ですが、高齢で耕作できないため親から子へ土地を贈与するものであ

り、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、すでに家族として耕作しており取得後も引き続きすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また親から子への贈与であり地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長                   この件について関係地区委員の説明を求めます。

伊達委員               8月17日に逸見会長、三輪委員と私とで現地確認を行いました。場所は旧哲多と新見の境です。ピオーネをたくさん50aほど作られています。お父様が高齢ということで生前贈与ということで、問題はないと思います。よろしく願いいたします。以上です。

会 長                   事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員               一括贈与だと思いますが、租税特別措置法の贈与税の免除とかなんとかというのには該当はなかったんですね。

会 長                   それは該当ありません。  
他にご意見、ご質問はありませんか。

(意見、質問なし)

会 長                   ご意見、ご質問ございませんので、議案第38号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長                   全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして議案第38号3番4番、関連がありますので一緒に議案の説明を事務局のほうでよろしく願いします。

吉田局長               それでは続きまして3番と4番を合わせて説明いたします。現地確認を7月30日に行っております。場所は哲多町矢戸、現況地目は畑1筆でございます。2名の共有で持たれており、3番の2分の1につきましては父

から子へ贈与による所有権移転、4番の残りの2分の1につきましてはもう1名から売買による所有権移転です。作物は果樹、作業従事者は15名で、4番の売買の価格につきましては記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、すでに申請地で耕作をしている者へ贈与、売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、すでに申請地で耕作を行っており地域調和も問題ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長                   この件について関係地区委員の説明を求めます。

井藤委員               8月16日、宮脇委員、小川委員、逸見委員と私と4名で現地を確認しました。問題なく周辺農地への影響もないと思われま。●●●●●●●●●●の所から道より約500mほど入った一画でございます。よろしくお願ひします。

会 長                   事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長                   ご意見、ご質問ございませんので、議案第38号3番と4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長                   全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第38号5番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長               それでは続きまして5番でございます。確認を7月30日に行っております。場所は高尾、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は7名で、価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第

1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、貸人が農地の管理ができないことから売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、農地所有適格法人であり耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長                   この件について関係地区委員の説明を求めます。

倉脇委員               8月8日に溝尾推進委員と2名で確認しております。場所は●●●●●●●●上側の側道を600mぐらい入った所で、旧●●●●さんの向かいのほうになります。問題ないと思います。

会 長                   事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長                   ご意見、ご質問ございませんので、議案第38号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長                   全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。それではここで3分から5分休憩をいたします。その間に「ここはどうなんかなあ」ということは相談してみてください。

～ 休憩 ～ (5分程度)

会 長                   5分ほど経ちましたので再開させていただきます。議案第39号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

吉田局長               それでは議案第39号をお願いします。農地法第4条につきまして、こ





	<p>ため県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要として許可を決定いたします。それではまたここで3分ほど休憩を取ります。</p> <p>～ 休憩 ～ (3分程度)</p>
会 長	<p>それでは3分経ちましたので再開いたします。続きまして議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回新規の貸付が1件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。まず1番ですけれども神郷油野、田10筆、10年4ヶ月の使用貸借となっております。なお、これは農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。</p>
信谷委員	<p>8月12日に仲田委員、大原委員、私と3名で現地確認をいたしました。申請書の聞き取りをした上で現地調査をし、問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>概要の場所を。</p>
信谷委員	<p>場所は県道高瀬油野線で油野小学校三室分校から約700m上流側です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第40号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	再設定が6件出ておりますが、いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
	(ありません)
会 長	補足説明ございませんので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第40号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定といたします。それでは2分間。
	～ 休憩 ～ (2分程度)
会 長	それでは時間が参りましたので再開させていただきます。議案第41号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは続きまして議案第41号の現況証明にかかる現況認定につきまして、このたびは申請が1件ございました。1番でございます。確認を7月30日に行っております。場所は大佐田治部、現況地目は原野4筆で、理由は昭和48年頃から耕作しておらず原野となっているというものでございます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。

山田委員	<p>8月10日に宮本委員、後藤推進委員と確認いたしました。場所は田治部地内のJRの踏切を渡り、約500m行った所のサービスエリアのほうへ約1km行った所にお寺があります。そのちょうど右側にあります。</p> <p>10～15cmの松が生え、雑木が生え原野というより山に等しい所でした。</p>
会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号について認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>全員賛成と認め、認定といたします。それでは15分ほど休憩をいたします。</p> <p>～ 休憩 ～ (午前10:10～午前10:25)</p>
会長	<p>それでは再開いたします。報告事項に入ります。30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回この届出が1件出ております。これは農地法施行規則に基づいて、非常災害等により公共事業で行う復旧のための転用の場合は許可がいらぬということがありますので、このような手続きを行っております。確認を7月30日に行っております。場所は菅生地内、現況地目は田、変更内容は残土置場で、期間は恒久となっております。以上です。</p>
会長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
赤井委員	<p>8月19日、谷岡委員と現地を確認いたしました。これは現地は菅生●●の地内で●●●に越える道がありまして、それから谷が出ておりましてもう一本上から谷が出て、それで田んぼの状況はもう形状がないような状態でございますので、現在の埋め立てする障害は別はないと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。続いて法務局照会について事務局の説明をお</p>



	<p>んでしたのでよろしくお願いいたします。</p>
逸見委員	<p>8月16日に井藤委員、小川委員、宮脇委員、私と4人で確認いたしました。場所は先ほど許可が下りました2ページのぶどう畑に隣接する所でございまして、解約の届けが完了したということで受けておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。続きまして日程3協議事項に入ります。本日の農地パトロールについて農地部会長から説明をお願いします。</p>
仲田代理	<p>それでは本日の農地パトロールについて説明を申し上げます。総会が終了しますと、食事を済ませて、12時50分にはまなび広場にいみ駐車場内ロータリー前に、パトロールの服装で集合をお願いします。運転手の方は出発式のあと、すぐ出発できるように準備をしておいてください。農地パトロールステッカーの方を忘れずに車の方に貼り付けておいてください。それと遊休農地の現状把握、農地転用など許可案件の完了状況の確認について、重点を置いてパトロールしてください。事務局のほうから各地区毎に冊子により、場所の方の指定があると思いますのでよろしくお願いいたします。そのときに記録写真を撮って、報告書と共に事務局へ提出してください。事務局の負担を減らすためだそうです。報告書の方はパトロールの代表、この人をお願いいたします。終了後は現地解散となりますが、その前に終了しましたという終了の報告を事務局のほうをお願いいたします。車の中ではマスクの着用をお願いします。なお道中、事故のないように安全第一でパトロールしてもらいますことと、熱中症にならないようにこまめに水分補給をしてください。だいたい国道、県道はたぶん草刈りを済ませてありますが、見に行かないといけないと思って中の方へ入りますと、側溝があつたりとかいろいろ怪我のもとにもなりますので、極力道路から見るだけにしておいてください。それとパトロールの前に眞壁委員さんの家の周りのほうで目合わせをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。パトロールについては以上でございます。事務局のほうから何かありましたら。</p>
竹村次長	<p>事務局からはまたあとでその他のところで説明させていただけたらと思います。</p>
会 長	<p>それでは続きましてその他ですが、事務局からお願いします。</p>
三村主幹	<p>次回の総会の日程でございますが、9月17日(木)午前9時半から南庁舎の1階の1C会議室となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

す。また10月の予定でございますが、10月9日（金）同じ時間で午前9時30分でいかがでしょうか。10月の会場なんです、同じ建物のこの3階の大会議室で予定をしております。9月17日は同じこの会場で行い、10月はこの建物の3階で開催いたしますのでよろしくご承知おきください。

竹村次長

続いて農地パトロール等についてご説明させていただきます。1つその前に、朝机の上にお配りしておりました部会編成、名簿に誤りがありましたので、倉脇委員さんのお名前が入ってなかったりしたので、修正をして正しいものをお配りさせていただきましたのでよろしくお願い致します。

それでは農地パトロールについて、何点かお知らせをさせていただきます。先ほど仲田部会長より説明がありましたが、農地パトロールの実施要綱というのがありますので見ていただけたらと思います。1班から6班まで振り分けをさせていただいております。それぞれの地区に代表の方をさせていただいております。今日代表の方の机の上にピンクのファイルをお配りしていると思います。これは農地転用でまだ完了届が出ていない所の一覧表を載せさせていただいております。今日見れる所だけ見ていただいて、所有者の方ともしお話ができるようでありましたら、さっき代理からお話があったんですが、完了届という様式とそれから事務局の報告書というのを2枚並べて印刷させていただいているものがあると思うんですけども、転用状況確認報告書というの、右側にある様式が2枚あるんですけども、所有者の方ともしお話ができるようでしたら、左側の完了報告書を出してくださいということでお願いをしていただけたらと思います。結果をまた農地転用確認報告書というのを、簡単で結構ですので、何日にどういうふうに所有者の方と話をしたとか、確認をしたということを書いていただいて出していただけたらと思います。出していただかないと、あとでどこが何だったかわからなくなってしまいますので、お手数なんですけどよろしくお願ひします。それとさっき目合わせと部会長から言われたんですが、目合わせというのは今日の農地パトロールではなくて、来月から利用状況調査の一覧表と航空写真をお渡しさせていただきます。それによって、農地を今使っている状態とか荒廃しているとかというようなことを調べていただく調査のものをお渡しします。写真がついてる、ホッチキスで留めてあるものをお配りしてあると思いますけれども、一番上に調査票の記入例をつけさせていただいております。また来月そういった調査票の一覧表をお渡しさせていただきますので、その記入例を見ていただいてご記入をいただけたらと思います。写真を見ていただいたら、農地の状況が○であるとか、A判定、B判定、写真でつけさせていただいておりますので、そういった状況を判断していただいて記入をしていただくと。今日の目合わせというの、こういった状況をみなさんで確認していただ

くということですので、お願いできたらと思いますのでよろしくお願い致します。

眞壁委員

今日目合わせの場所ですけれど、国道180号線ずっと上って行ってもらって、●●●●●その真向かいの一部、広い歩道があるんだけど、そこ含めてその場所で止まってもらったら、すぐ目の前がその場所になります。●●●●●の真向かいの国道のほり。

竹村次長

ありがとうございました。それでは昼食はお弁当を用意しておりますので、この会場で食べてください。お茶も用意しておりますので、パトロールに持参していただいてもいいかと思えます。お弁当を食べられましたら、着替えはこの場所ですていただけたらと思えます。12時50分ぐらいにまなびの森図書館の前へ集合してください。荷物はここへは置かないようにしていただけたらと思えますので、持って出ていただけたらと思えます。また今晚のことなんですけれども、6時からみよしやで懇親会を開催したいと思えますのでよろしくお願い致します。以上です。

会 長

皆さんから何かご意見、ご質問はございませんか。

吉田局長

事務局からその他で第三次総合計画という冊子が6月議会で認められてまして、総合政策課から印刷ができたということで、委員の皆さんへということで今日配布させていただいております。それからもう1つ、農業委員の政治活動及び選挙運動についてという1枚ものを入れさせていただいております。昨日の新任委員の研修でもあったんですが、今年は知事選とそれから身近な市長選挙というのがあります。それで農業委員の政治活動、選挙運動、そういうものなどについてちょっと問い合わせもありましたので配らせていただいております。ここに書いてありますように、農業委員の方は非常勤の特別職の地方公務員ということになります。地方公務員で政治活動が制限されてるのは一般職の公務員で、非常勤の特別職の地方公務員である故、農業委員につきましては活動の制限はありませんということで、下に表がありますが特別職の公務員は政治活動の制限なし。ただし地位を利用した選挙運動は禁止ということで、この点に注意していただきたいと思えます。それで政治活動の制限はなしということではあるんですが、その上に特別職の公務員の選挙運動への深入りは地位利用とみなされやすいので、特に行動言動には注意する必要がありますということで、この辺りも注意していただきたいと思えます。それからもう1点、書籍の案内ですけど、農地農業の法律相談ハンドブックというA3の1枚ものを入れさせていただいております。これが本体価格が3700円プラス税金と送料実費ということになっているんですが、事務局からまとめて頼

	<p>めば5%引きで実費はいらぬということになっておりますので、来月の総会の日を締切としますので、もし希望の方がありましたら電話なり来月の総会の時でもよろしいので、事務局まで希望のほうをお知らせください。以上です。</p>
会 長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>それでは、閉会の挨拶を仲田代理が行います。</p>
仲田代理	<p>(閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 11 時 00 分)</p>